

口頭弁論要旨

2019年8月1日

近江裕之

私は京都府与謝郡与謝野町に住み、京丹後市弥栄町にある府立峰山高等学校弥栄分校で教員をしている近江裕之と申します。私が住んでいる与謝野町石川は、大飯原発から40乃至50キロに位置しており、また勤務している弥栄分校は、大飯原発から52.7キロ、高浜原発からは40.8キロに位置しています。今日は、高等学校で日々多くの生徒を前にしている教職員という立場から、大飯原発の運転差し止めを求める意見陳述をします。京都府教育委員会が平成27年4月に策定した「いのちを守る『知恵』をはぐくむために～学校における安全教育の手引～原子力防災編～」によりますと、生徒の在校中に原子力災害が発生した場合、児童・生徒は「早め早めに帰宅又は保護者に引き渡し、自宅の所在する地域の住民として避難すること」が原則になっています。しかし、私が勤務する高校の生徒は、兵庫県まであと少しという久美浜町河梨や、近畿唯一の米軍基地を有する丹後町宇川の久僧、私が住む与謝野町よりさらに大飯原発に近づく宮津市小田など、かなり広範囲から通学してきています。通学手段として多くの生徒が利用しているのは京都丹後鉄道や丹海バスなどの公共交通機関ですが、都会と違い、1時間に1本あればありがたいという僻地ですので、通常でも朝8時50分の始業に間に合うようにと、朝6時過ぎには家を出て2時間以上かけて来ている生徒もいます。そのような状況の中で、仮に原子力災害事故が発生した場合、多くの住民が必死に放射能から遠ざかろうと避難するという混乱の中で、全生徒を速やかに保護者に引き渡すことができるとは到底考えられません。それは道路の状況が自動車が正常に動ける状況だとは思えないからです。以前、福島から必死で避難されてきた方の話を聞かせていただく機会がありましたが、どの道路も大渋滞、ガソリンも売ってもらえない、たとえ保護者の方が学校に向かわれても、学校に到着されるのに何時間かかるかも分からないのです。また、これまで大雨警報などの発令により、授業を休止して帰宅させたことが何度かありました。しかし、保護者の勤務の関係や交通機関の関係で、夜まで学校に待たされていた生徒が何人もありました。高校生ですから、小・中学生のように保護者の迎えを待たずに自力で帰らせればよいのではと思われるかもしれませんが、公共交通機関が正常に運行しているのかどうかも定かでない中で生徒を帰宅させるのがふさわしい方策とも思えません。また、原子力災害が発生している中で無防備に外に出れば、その間にも生徒らは放射能汚染にさらされるということにもなります。さらに、京都府北部は、冬になれば年に何度も大雪に見舞われます。昨冬は雪が少なくありがたか

ったのですが、大雪のためにバスがなかなか学校にたどり着かず、始業を1時間遅らせたことも一度や二度ではありません。原子力災害が大雪と重なった場合は、どのようなことになるのか想像するのも恐ろしいです。平成30年2月に策定された「京丹後市地域防災計画・原子力災害対策編」には、学校施設において、生徒等の在校時に原子力災害が発生した場合、「教職員の指示・引率のもと迅速かつ安全に生徒等を避難させるものとする」としていますが、どのようにすれば迅速かつ安全に避難させることができるのか、それが私には分かりません。また、府教委策定の「手引」は、「児童・生徒等が帰宅又は保護者への引渡しができなかった場合は、学校の所在する地域の住民として避難し、避難先で引渡し」としています。そして、私たち教職員の避難については「児童・生徒等を安全に保護者へ引渡しした後に避難する」と規定しています。この規定に従えば、私たち教職員は一体いつ自分の家族を守る行動に出られ、そしていつ我が身を守るために避難できるのでしょうか。平成25年4月に策定された「京丹後市原子力災害住民避難計画」によれば学校がある京丹後市弥栄町黒部区は、「黒部保育所」を「避難集結場所」とし、その後の避難先については「黒部保育所」において「指示する」とされています。つまり、実際の避難先はその時になりその場所に行って指示されるまで「わからない」のです。そのため避難先を保護者に確実に連絡出来るのかさえ不透明です。私の娘は現在京都府立宮津高等学校に通っています。宮津高校は高浜原発から30キロ圏内いわゆるUPZ内に位置しているということで、毎年、原子力災害発生時の対応についてどうするかという形式ばかりの文書を保護者が提出しなければなりません。「保護者が迎えに行く」とは返答していますが、妻もフルタイムで福祉関係の仕事をしている関係で、有事の際に本当に迎えに行けるのかはわからないというのが実態です。また、弥栄分校の同僚には夫婦とも高校教員という家庭が数組あります。その中には子どもさんがまだ小学生という家庭や、保育園児という家庭もあります。保護者としての迎えと、教職員としての保護者への引渡し任務と、一体どちらを優先させるべきなのかというジレンマの中で苦しまざるを得ないのは火を見るより明らかです。もし、我が子の迎えよりも生徒を優先させた場合、我が子が通う小学校や保育園の先生が困ることになります。「手引」にはそうした場合のことは全く想定されていません。震度7の地震が2011年の東日本、2016年の熊本の2度、そして昨2018年の北海道と、この10年足らずの間に4度も起こっています。福井県で震度7の地震が起こらないとは決して言い切れないのではないのでしょうか。しかし、大飯原発は震度7を想定した設計にはなっていないと聞きます。自然災害を防ぐことはできませんが、原子力災害は人間の手で防ぐことができます。原子力災害を

二度と引き起こさないためには原子力発電の運転を差し止めて頂くほかありません。京都地裁の英断を心からお願いして、私の意見陳述を終わります。

以上